

宮古市立小・中学校適正配置の基本方針

宮古市教育委員会

〔目 次〕

第1章	適正配置の基本方針の趣旨	
1	策定の目的	1
2	期間	2
3	宮古市教育振興基本計画との関連	2
第2章	小・中学校の現状	
第1	学校数・児童生徒数・学校規模の推移	2
1	学校数	2
2	児童生徒数	3
3	学校規模	4
第2	遠距離通学	5
第3	学校統廃合の状況	6
第3章	将来の人口及び児童生徒数の予測	
1	人口の予測	7
2	児童生徒数の試算	7
第4章	学校の小規模化に伴って生じる教育上の課題	
	小規模化に伴って生じる課題	8
第5章	法令等の規定による標準的な学校	
1	学級数	8
2	児童生徒数	9
第6章	本市における学校	
1	学校の位置づけ	9
2	今後の学校のあり方	9
第7章	学校の適正配置が目指すもの	
1	活力ある学校づくり	10
2	こころ豊かでたくましい児童生徒の育成	10
3	指導体制の充実	10
4	効率的な教育行政の推進	10
第8章	適正配置の基本方針	
1	適正配置の基本方針	11
2	適正配置を推進するにあたり留意すべき事項	12

第1章 適正配置の基本方針の趣旨

1 策定の目的

全国的な少子化にともなう人口減少と同様に、本市においても人口が減少し、今後もこの傾向は続くものと予測されます。

人口の減少は、市の社会経済情勢や行財政運営に大きな影響を及ぼすため、宮古市総合計画においても産業振興と子育て支援を重要な施策に据え、各種産業の振興やそれにとともなう就業機会の確保、各種の子育て支援策による少子化への対応などで、人口減少の歯止めに努めています。

しかし、人口とともに児童生徒数も減少を続けるなか、本市の小・中学校では、周辺の農漁業地区だけではなく市街地の学校でも、1学級のための学年や複式学級が生じるなど、学校の小規模化が進んでいます。

学校の小規模化は、小規模校ゆえの良さはあるものの、児童生徒の人間関係が固定化するなどの問題のほか、教員等の配置数の差が学習指導や学校運営に大きく影響するなど、義務教育の公平性を確保する上でも様々な問題を生み出すと考えられます。また、教育行政を推進する際には、校舎、屋内運動場の老朽化等にとともなう施設の維持管理経費などが、財政上の問題にも密接につながってきます。

適正な学校規模について、学校教育法施行規則では「小学校及び中学校の学級数の標準を12学級以上18学級以下」と定めています。この規定を本市に適用すると、大半の小・中学校が標準的な学級数には該当しないこととなりますが、現在の学校配置は、本市独自の歴史や地理的な特性が生んだ必然的な形とすることができます。

望ましい学校規模という視点で本市の現状を捉えると、やはり学校を適正に配置し、将来に向けて児童生徒の教育環境を整えることは必要であると考えられ、この点については、平成17年（2005年）6月及び平成22年（2010年）1月の市町村合併の際も4市町村の認識が一致したところです。

また、平成27年（2015年）に策定した宮古市教育振興基本計画（2015－2019）では、教育振興の基本目標を「個性を生かし未来を拓くひとづくり」とし、将来の郷土の振興に寄与する優秀な人材の育成を目指していますが、小・中学校期において望ましい教育環境で確かな教育を施すことは、人材育成の観点から最も重要であると考えられます。

そこで、本市の現状と将来の児童生徒数等の予測を踏まえ、児童生徒の教育環境改善などのため、宮古市立小・中学校適正配置の基本方針（以下「適正配置の基本方針」という。）を定めることとします。

2 期間

適正配置の基本方針の期間は令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間とし、期間終了時に方針を変更する必要がない場合は、その後も本市の適正配置の基本方針とします。

3 宮古市教育振興基本計画との関連

適正配置の基本方針は、宮古市立小・中学校適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）を策定する際の指針となることはもちろん、宮古市教育振興基本計画の「学校教育の充実」とも密接に関連することから、適正配置計画を策定した場合には、必要に応じて宮古市教育振興基本計画の見直しや修正を図るなど、同計画に反映させるものとします。

第2章 小・中学校の現状

第1 学校数・児童生徒数・学校規模の推移

1 学校数

小学校数は、昭和 35 年度（1960 年度）には本校 26 校、分校 15 校の合計 41 校でしたが、令和元年度（2019 年度）は本校のみの 16 校となっています。

また、中学校数も昭和 35 年度（1960 年度）の本校 17 校、分校 2 校の合計 19 校が、令和元年度（2019 年度）は本校のみの 11 校となり、小・中学校とも昭和 35 年度（1960 年度）の約半分近い学校数まで減少しています。

〔小・中学校数〕

単位：校

年 度		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H 7	H 12	H 17	H 19
		1960 年	1965 年	1970 年	1975 年	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2007 年
小 学 校	本校数	26	26	25	23	23	22	22	22	22	22	22
	分校数	15	15	14	15	14	11	5	3	2	0	0
	合 計	41	41	39	38	37	33	27	25	24	22	22
中 学 校	本校数	17	17	17	16	16	15	15	15	15	11	11
	分校数	2	2	2	2	1	1	1	1	0	0	0
	合 計	19	19	19	18	17	16	16	16	15	11	11

年 度		H 24	H 29	R 元
		2012 年	2017 年	2019 年
小 学 校	本校数	26	17	16
	分校数	0	0	0
	合 計	26	17	16
中 学 校	本校数	11	11	11
	分校数	0	0	0
	合 計	11	11	11

2 児童生徒数

小学校の児童数は、最も多い昭和 35 年度(1960 年度)の 10,820 人が、令和元年度(2019 年度)には 2,191 人となり、昭和 35 年度(1960 年度)の 20.2%となっています。

また、中学校の生徒数は、昭和 40 年度(1965 年度)が 5,029 人と最も多く、令和元年度(2019 年度)は 1,148 人で、昭和 40 年度(1965 年度)の 22.8%となっています。

[小・中学校の児童生徒数]

単位：人

年 度	S35 1960 年	S 40 1965 年	S 45 1970 年	S 50 1975 年	S 55 1980 年	S 60 1985 年	H2 1990 年	H 7 1995 年	H 12 2000 年	H 17 2005 年	H 19 2007 年
小学校	10,820	8,694	7,968	7,735	7,783	6,788	5,450	4,512	3,829	3,439	3,270
中学校	4,726	5,029	4,178	3,763	3,642	3,716	3,167	2,577	2,090	1,797	1,708
合 計	15,546	13,723	12,146	11,498	11,425	10,504	8,617	7,089	5,919	5,236	4,978

年 度	H 24 2012 年	H 29 2017 年	R 元 2019 年
小学校	2,802	2,311	2,191
中学校	1,613	1,291	1,148
合 計	4,415	3,602	3,339

3 学校規模

小学校1校当りの児童数は、昭和35年度(1960年度)の263.9人が、令和元年度(2019年度)は137.0人にまで減少しています。また、小学校1校当りの学級数は、昭和35年度(1960年度)から令和元年度(2019年度)まで7~8学級で推移しているものの、この間、児童数が大幅に減少したため、1学級当りの児童数は、昭和35年度(1960年度)の37.2人に対し、令和元年度(2019年度)は16.2人となっています。

中学校1校当りの生徒数は、昭和40年度(1965年度)が最多の264.7人でしたが、令和元年度(2019年度)は104.4人にまで減少しています。また、中学校1校当りの学級数については、昭和35年度(1965年度)から令和元年度(2019年度)まで6~7学級ですが、児童数と同様に生徒数も減少しているため、1学級当りの生徒数は、昭和35年度(1960年度)の40.4人に対し、令和元年度(2019年度)は17.7人となっています。

〔1校当りの児童生徒数及び学級数・1学級当りの児童生徒数〕

単位：人・学級

年 度		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H19
		1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2007年
小 学 校	児童数	263.9	212.0	204.3	203.6	210.4	205.7	201.9	180.5	159.5	156.3	148.6
	学級数	7.1	6.9	7.1	7.3	7.7	7.9	8.2	8.0	7.1	7.6	7.4
	1学級当児童数	37.2	30.6	28.9	27.7	27.3	25.9	24.5	22.7	22.4	20.5	20.1
中 学 校	生徒数	248.7	264.7	219.9	209.1	214.2	232.3	197.9	161.1	139.3	163.4	155.3
	学級数	6.2	7.1	6.6	6.4	6.5	6.8	6.8	5.7	5.1	5.9	6.0
	1学級当生徒数	40.4	37.5	33.2	32.7	32.8	34.4	29.3	28.3	27.1	27.6	25.9

年 度		H24	H29	R 元
		2012年	2017年	2019年
小 学 校	児童数	107.8	136.0	137.0
	学級数	6.1	8.3	8.4
	1学級当児童数	17.7	16.4	16.2
中 学 校	生徒数	146.6	117.4	104.4
	学級数	6.4	6.0	5.9
	1学級当生徒数	23.0	19.6	17.7

また、令和元年度(2019年)において複式学級を有する学校は、小学校が藤原小学校など6校です。

〔複式学級を有する学校〕※令和元年度 単位：人・学級

区 分	小 学 校						
	藤原	高浜	亀岳	赤前	重茂	川井	
児童生徒数	41	40	9	36	68	31	
学 級 数	単式	4	4	1	4	4	2
	複式	1	1	2	1	1	2
	特殊	1	1	-	1	1	2
	合計	6	6	3	6	6	6

第2 遠距離通学

通学距離については、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令で、小学校は概ね 4 km以内、中学校は概ね 6 km以内が適正であると定められています。そして、本市でも遠距離通学の基準を小学校 4 km以上、中学校は 6 km以上と設定し、この距離に該当する児童生徒に対しては、スクールバスや通学用タクシーの運行などにより、通学手段の確保を図っています。なお、令和元年度(2019年度)の遠距離通学者の数は、児童が 213 人、生徒が 167 人となっています。

〔令和元年度遠距離通学者の状況〕

単位：人

区分	人数	該 当 校
小学校	タクシー	11 花輪 8 崎山 3
	スクールバス	176 千徳 12 赤前 8 重茂 27 田老第一 58 新里 42 川井 29
	その他	17 藤原 1 亀岳 5 花輪 2 津軽石 2 崎山 2 田老第一 1 新里 4
	合計	204
中学校	タクシー	9 花輪 8 崎山 1
	スクールバス	133 第一 5 宮古西 7 重茂 15 田老第一 49 新里 31 川井 26
	その他	2 田老第一 2
	合計	144

第3 学校統廃合の状況

昭和 35 年度(1960 年度)と比較した令和元年度(2019 年度)の学校数は、「分校の本校への統合」、「複数の学校の統合」などの学校統廃合により、小学校が 25 校、中学校が 8 校減少しています。

なお、平成元年度以降の学校統廃合の状況は、次のとおりです。

〔学校統廃合の状況〕

※平成元年以降

年 度	旧市町村名	統 廃 合 の 状 況
平成元	旧田老町	田老第一小学校青野滝分校廃校
3	旧宮古市	亀岳小学校佐羽根分校廃校
7	旧宮古市	崎山小学校箱石分校廃校
11	旧宮古市	花輪小学校南川目分校廃校
		花輪中学校神倉分校廃校
12	旧宮古市	愛宕小学校白浜分校廃校
		愛宕中学校廃校
15	旧新里村	茂市中学校、墓目中学校、刈屋中学校を統合
16	旧田老町	田老第一小学校小堀内分校廃校
17	旧宮古市	亀岳中学校廃校
	旧川井村	川井中学校、門馬中学校、小国中学校を統合
23	現宮古市	田老第三中学校廃校
		愛宕小学校廃校
26	現宮古市	鶉磯小学校廃校
		千鶏小学校廃校
27	現宮古市	川井西小学校廃校
		江繫小学校廃校
		小国小学校廃校
28	現宮古市	茂市小学校、墓目小学校、刈屋小学校、和井内小学校を統合
29	現宮古市	門馬小学校廃校
30	現宮古市	田老第三小学校廃校

第3章 将来の人口及び児童生徒数の予測

1 人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所が平成27年国勢調査結果に基づき試算した『市町村別将来推計人口』（平成30年（2018年）推計）によると、宮古市の将来人口は減少を続け、令和27年（2045年）には、平成27年（2015年）の59.4%にあたる33,688人まで減少すると予測されています。

また、小・中学校の児童生徒が含まれる5～14歳人口の減少率は、総人口の減少率よりもさらに大きく、平成27年（2015年）の4,263人が令和27年（2045年）には、平成27年の41.8%にあたる1,780人になることが予測されています。

〔将来人口の予測〕

単位：人・%

年・区分		平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
総人口	総数	56,676	52,926	49,071	45,176	41,293	37,491	33,688
	対27年比	100.0	93.4	86.6	79.7	72.9	66.1	59.4
5～14歳 人口	総数	4,263	3,605	3,142	2,742	2,378	2,077	1,780
	対27年比	100.0	84.6	73.7	64.3	55.8	48.7	41.8

2 児童生徒数の試算

国立社会保障・人口問題研究所が予測した5～14歳人口の減少率に基づき、本市の将来の児童生徒数を試算したのが下表で、令和27年（2045年）には児童数832人、生徒数948人、合計で1,780人になることが予想されます。

〔将来の児童生徒数の試算〕

単位：人

年・区分	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
小学校児童数	1,979	1,967	1,506	1,289	1,134	984	832
中学校生徒数	2,284	1,908	1,636	1,453	1,244	1,093	948
合計	4,263	3,875	3,142	2,742	2,378	2,077	1,780

第4章 学校の小規模化に伴って生じる教育上の課題

小規模化に伴って生じる課題

(1) 集団生活上の課題

ア クラス替えができない学年が生じ、新たな人間関係による社会性が育ちにくくなる。また、いじめなどの人間関係上の問題が解消されにくくなる。

イ 児童生徒、教員、保護者などの人間関係が固定化するため、集団における児童生徒の切磋琢磨の機会が減り、向上心が育ちにくくなる。

(2) 教育活動・学習指導上の課題

ア 運動会など学校行事の企画や編成が困難になり、同時に競い合う環境や集団活動に接する機会が少なくなる。

イ 単学級の場合、1人の教員が学年を経営することになるため、各教科の指導計画や教材研究等が独自の判断になりがちになる。また、教員相互の連携や情報交換等の機会が制限されるようになる。

ウ 教員の絶対数が少ないため、きめ細かい指導体制を組むことができなくなる。また、教員が研修等で学校を離れる場合に、授業や放課後の活動などに支障が生じるようになる。

(3) 学校運営上の課題

学校規模に関係のない校務分掌があるため、1人の教員の負担が過大となり、学級経営や教科経営、学習指導に支障が生じるようになる。

第5章 法令等の規定による標準的な学校

1 学級数

学校教育法施行規則第17条では、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。(中学校もこの規定を準用)」と規定しています。また、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条でも、「適正な規模の条件」として、「学級数がおおむね12学級から18学級であること。」としています。

このように、法令の規定では、小・中学校の学級数は12～18学級が「標準」又は「適正な規模」ということとなりますが、学校教育法施行規則第17条ただし書きでは、「地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りでない。」と、地域によっては様々な事情があり、標準的な学級数にならない場合があることも想定した規定となっています。

2 児童生徒数

児童生徒数については、法令に具体的な規定がありません。しかし、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、そして、その規定を受けた岩手県教育委員会学級編制基準で、1学級の児童生徒数を35人又は40人（令和元年度岩手県の基準で小学校1、2年及び中学校は35人、小学校3～6年は選択制）と定めているため、その人数に学級数を乗じた数である下表の範囲が、標準的な学校の児童生徒数と考えることができます。

〔標準的な学級数・児童生徒数〕 単位：学級・人

区 分	学級数	児童生徒数	備 考
小 学 校	12 ～ 18	216 ～ 690	1 学年 2～3 学級
中 学 校	12 ～ 18	318 ～ 630	1 学年 4～6 学級

第6章 本市における学校

1 学校の位置づけ

本市における学校は、教育機関という位置づけはもちろんのこと、学校が所在する地域のコミュニティ施設、交流の場の役割も担っています。特に、農漁業地区においては、地域の活動が小学校を中心に行われているという実態があります。

また、宮古市防災計画では、地震や自然災害等の際の避難所として、小・中学校を指定している状況です。

このような状況を考えると、正に本市には、学校教育法施行規則第17条ただし書きの「地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りでない。」との規定に該当する学校が存在していることとなります。

2 今後の学校のあり方

今後の本市の学校のあり方については、次の2つの考え方に基づいて判断することが必要と考えられます。

- (1) 第4章でも説明したとおり、学校の小規模化に伴って生じる教育上の課題は数多いため、望ましい学校規模や教育環境の観点から、小規模な学校、とりわけ複式学級の解消に努めることは、市の重要な施策であること。
- (2) 将来的にも少子高齢社会が続くと予想されることから、個々の学校について、学校が地域に果たしている役割や学校存続の意義を検証しながら、学校の再編成や通学区域の見直しにも取り組む必要があること。

※以上の考え方に基づくと、複式のみ学級編制であっても学校を存続させる場合があること。逆に、ある程度の規模を有する学校であっても、他校に近接しているなどの条件によっては、学校の適正配置の対象校になる場合があることとなります。

第7章 学校の適正配置が目指すもの

学校の適正配置を推進することによって、次の4つを目指すこととします。

1 活力ある学校づくり

小規模校の良さは認めつつも、将来、児童生徒が多様な集団で構成される社会に出て行くことを考えると、小・中学生の時期にある程度の規模を有した学校で生活することは重要です。そのため、お互いに刺激し合いながら活力のある学校生活を送ることのできる学校をつくることを目指します。

2 こころ豊かでたくましい児童生徒の育成

児童生徒が、多くの人間と交わりお互いに刺激し合いながら、多様な人間関係を経験できる教育環境に改善することによって、こころ豊かでたくましい児童生徒の育成を目指します。

3 指導体制の充実

学校の指導体制は、児童生徒に対する教育効果を大きく左右するものであることから、小規模校の解消による教員の増員等を始めとした指導体制の充実を目指します。

4 効率的な教育行政の推進

学校の適正配置を推進することにより、学校施設の維持管理費等の効率的な行財政運営を目指します。

第8章 適正配置の基本方針

1 適正配置の基本方針

本市における小・中学校の適正配置を推進するにあたり、基本方針を次のとおりとします。

〔小学校〕

◎複式学級の解消

児童の教育環境改善のため、複式学級の解消に努めます。

◎学校の再編成

各学校について、学校存続の意義を検証した上で、適正な通学距離を勘案しながら、教育環境の充実を図ることを目的として学校の再編成を検討します。

〔中学校〕

◎複式学級の解消

生徒の教育環境改善のため、複式学級の解消に努めます。

◎学校の再編成

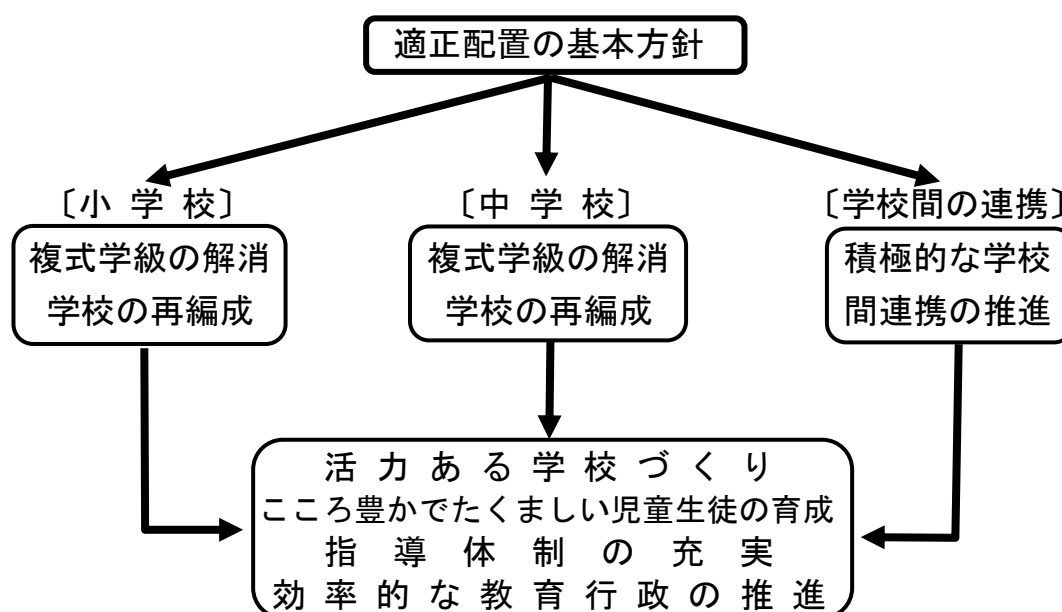
中学校期においては、一定以上の人数の確保によって、生徒の学習活動や特別活動等の選択の幅を広げることが望ましい学習環境であることから、学校の再編成を検討します。

〔学校間の連携〕

◎積極的な学校間連携の推進

地域の実情や地理的な条件等を勘案して、学校を小規模校のまま存続させる場合であっても、児童生徒に対する教育効果の向上を図るため、他校との授業等の連携は積極的に推進します。

また、その他の学校についても、学校間の連携によってより高い教育効果が期待できる場合は、同様とします。



2 適正配置を推進するにあたり留意すべき事項

小・中学校の適正配置については、適正配置の基本方針を指針としつつ、併せて下記の事項にも留意しながら進めるものとします。

(1) 適正配置計画の策定

適正配置の基本方針に基づき、長期的な視野に立った、具体的な適正配置計画を策定します。

(2) 保護者及び地域住民の合意形成

保護者及び地域住民への説明や意見交換等を行うことにより、適正配置の基本方針や適正配置計画に対する保護者及び地域住民の合意形成に努めます。

(3) 通学区域の見直し

適正配置計画と併せて、通学区域の見直しも図ります。

(4) 遠距離通学の対策

適正配置計画や通学区域の見直しに伴い、遠距離通学となる児童生徒の通学手段等についても、十分な対策を講じます。

(5) 廃校施設の活用

学校の適正配置によって生じる廃校施設については、市全体で有効活用を図ります。